一般社団法人土佐れいほく観光協議会　地域おこし協力隊　募集要綱

　土佐嶺北（とされいほく）は、高知県の北部に位置し、高知市中心部から車で１時間、高知空港からは45分という好立地です。また、四国の真ん中に位置することから、香川県、愛媛県などの隣接県や関西圏からのアクセスもよく、県外観光客としては、それらの地域から遊びに来ていただく方が最も多くなっています。

雄大な吉野川、「四国のいのち」と呼ばれる四国四県を潤している早明浦ダム、たくさんの山々、美しい景観を見せる棚田など、豊かな自然に恵まれた地域です。こうした自然を活かして、ラフティングやカヌーといった体験も提供しています。また、これまでに２回、日本一に輝いた非常に美味しいお米「土佐天空の郷」や、ジューシーできめ細かい赤身の美味しさと脂の質の高さで高評価のあかうしなど、特徴のある地域の食があることも魅力のひとつです。

　こうした地域の強みや観光資源を生かし、各種観光動向を踏まえ、幅広い滞在型観光プランを企画、実施し、観光地域づくりに意欲的に取り組んでいただける方を募集します。

１　採用予定数

１名

２　業務内容

（１）教育旅行に関すること

（２）農都交流に関すること

（３）国際旅行に関すること

（４）情報発信に関すること

（５）その他、嶺北地域の広域観光の推進に関する業務

３　勤務条件

（１）任用期間

雇い入れから２週間以上２ヵ月以下の期間、インターン生として活動を実施した後、インターン生と弊社の双方の合意を得た上で、職員（地域おこし協力隊）として採用し、雇い入れの日から雇い入れの日が属する年度の末日（３月３１日）までが任用期間となります。

※最長で委嘱の日から３年まで延長することができ、年度単位で延長（最長令和８年３月３１日まで）

（２）給与等

インターン生の間は、月１６日勤務（原則、土曜日及び日曜日、祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替え）とし、給与月額１４２，４００円（手当なし）となり、インターン生終了後、職員として採用となったときには、下の条件となります。

ア　給与月額　１８６，９００円

イ　期末手当　基準日に在職する職員に在職期間に応じて支給します。

（期間を満たせば年２回）

ウ　通勤手当　弊社規定に基づき支給します。

エ　時間外勤務手当　弊社規定に基づき支給します。

（３）活動拠点

一般社団法人土佐れいほく観光協議会　事務所（高知県長岡郡本山町本山582-2）

（４）勤務日数等

　　　月平均所定労働日数　２１日

　　　　原則、土曜日及び日曜日、祝日は休日としますが、休日出勤の場合は勤務日を振り替えます。

（５）勤務時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（うち１時間は休憩）

（６）その他

ア　弊社規定に基づく有給休暇等があります。

イ　社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）へ加入します。

ウ　活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与します。

エ　勤務日以外は副業も可能です。

オ　住居は、弊社が用意する住宅に居住していただきます。借り上げ料は弊社が負担します。ただし、水道光熱費、通信費、燃料費等は個人負担となります。

４　応募及び採用

（１）応募期間

令和５年５月１日（月）まで

※ただし、一定数の応募があった場合は、その都度選考を実施し、選考の結果、採用候補者が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

（２）応募要件

次のアからカまでのいずれにも該当する方が応募できます。

ア　地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れ、採用日時点で２０歳以上の心身ともに健康な方

イ　次のアからウに掲げる地域から、生活の拠点を本県内の過疎、山村等の地域に滞在することができ、インターン生終了後は、住民票を移動させる方（ただし、「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動が２年以上、かつ解嘱１年以内）で、生活拠点を本県に移し、住民票を移動させる方を除く。）

（ア）３大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）及び半島振興法（昭和６０年法律第６３号）に指定された地域（以下「指定地域」という。）以外の都市地域

（イ）３大都市圏外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、指定地域以外の都市地域

（ウ）３大都市圏外の一部条件不利地域、もしくは都市地域のうち、条件不利地域以外の区域

ウ　普通自動車免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がない方

エ　パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる方

オ　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者に該当しない方

（３）応募方法

採用を希望される方は、次のアからウの書類を添えて、（６）の申込先に、直接持参、又は郵送でお申し込みください。（郵送の場合は「特定記録」等により確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。）

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。個人情報保護条例により、取得した個人情報は弊社採用業務のために使用し、採用目的以外に使用することはありません。

ア　所定の応募用紙（写真添付）

イ　住民票の抄本（令和４年12月１日以降に取得した住民票の写しとします。）

ウ　過去に地域おこし協力隊員であった方

（ア）委嘱（任用）された日が確認できる書類（例：委嘱状など）

（イ）退職日が確認できる書類（例：任用自治体からの保険資格喪失書類など）

（４）選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア　書類選考

提出された応募書類による選考を行います。結果は募集締切日の７日後程度を目安（ただし、一定数の応募があった場合に、その都度選考する場合を除く）に、応募用紙に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

イ　面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記アの書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から７日程度を目安に、応募用紙に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ本人宛の郵送によりお知らせします。

なお、合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

ウ　採用

随時

※採用決定以降、早めに勤務開始していただくことが望ましいですが、弊社採用担当者とご相談していただいた上で、勤務開始日を決定します。

エ　その他

前記ア及びイの結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

（５）会社説明等

事前に会社説明などを受けたい場合は、個別に担当者や関係者の話を聞くことができます。

Ｚｏｏｍミーティングで行いますので、遠方の方もお気軽にご連絡ください。

（６）お問い合わせ・お申し込み先

一般社団法人土佐れいほく観光協議会（担当：濱﨑）

〒781-3601

高知県長岡郡本山町本山582-2

TEL：0887-72-9400

FAX：0887-76-2350

E-MAIL：info@tosareihoku-kanko.com